

法令試験問題

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

- (1) 事業者が、運賃及び料金を設定又は変更しようとするときには、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
()
- (2) 事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。
()
- (3) 事業者は、事業用自動車に乗務する運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに関係法令に規定されている事項を記録し、その記録を3年間保管しなければならない。
()
- (4) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。
()
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。
()
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
()

- (7) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。
()
- (8) 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。
()
- (9) 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
()
- (10) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。
()
- (11) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から3年間保存しなければならない。
()
- (12) 事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
()
- (13) 事業者が事業計画を変更した場合に遅滞なく届け出なければならない事項には○、そうではない事項には×を記入しなさい。
①主たる事務所の名称及び位置 ()
②営業所の名称 ()
③営業所ごとに配置する事業用自動車の数 ()
- (14) 事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から5年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。
()
- (15) 事業者の事業用自動車の運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。
()

(16) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。

()

(17) 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。

()

(18) 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

()

(19) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。

()

(20) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

()

【選択問題】

次の文章の()の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

(1). 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は()の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上

(2) 一般旅客自動車運送事業者は、()により、旅客の運送をしなければならない。

ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序 ウ. 運賃等を支払った順序

(3) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年()までに届け出るものとする。

ア. 三月三十一日 イ. 五月三十一日 ウ. 七月三十一日

(4) 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、()保持するとともに、乗務員の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

ア. 常時有効に イ. 運行管理者が ウ. 乗務員が

(5) 事業者は、事業年度の経過後、()日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。

ア. 50 イ. 100 ウ. 150

(6) 自動車の()は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者

(7) 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の要件は、()以上であり、第二種運転免許を取得し、その効力が停止されていないこと。

ア. 18歳 イ. 21歳 ウ. 24歳

(8) ① 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

(1) 旅客の運送を()すること。

(2) 旅客を()まで送還すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を()すること。

ア. 目的地	イ. 保護	ウ. 出発地	エ. 安全な場所	オ. 回送
カ. 誘導	キ. 搬送	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 保障
サ. 営業所	シ. 継続	ス. 点検	セ. 運行の安全	ソ. 中止

- ② 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び（ ）の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の（ ）に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。
- ③ 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ（ ）に運輸を遂行するように努めなければならない。
- ④ 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の（ ）の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の（ ）についての規律を定めなければならない。

ア. 運行の安全	イ. 乗降装置	ウ. 天候	エ. 定期日	オ. 適切な時期
カ. 地点	キ. 幅員	ク. 灯火装置の点灯	ケ. 交通	コ. 点検
サ. 状態	シ. 接遇	ス. 迅速	セ. 事故	ソ. 登録基準
タ. 丁寧	チ. 走行距離	ツ. 服務	テ. 継続	ト. 技術の向上

【筆記問題】

- (1) 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、省令に掲げる業務の適確な実行及び（ ）の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

答. _____

- (2) 事業者が地方運輸局長の命令により整備管理者を解任された者を選任する場合、解任の日から何年を経過した者でなければならないか、記入しなさい。

答. _____

- (3) 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

特別な指導が必要な特定の運転者として、初任運転者以外の者であつて、直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者を（ ）という。

答. _____

法令試験問題 模範解答

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×22 = 22点

- (1) 事業者が、運賃及び料金を設定又は変更しようとするときには、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第9条の2、道路運送法施行規則第10条の2)
- (×)
- (2) 事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第21条)
- (○)
- (3) 事業者は、事業用自動車に乗務する運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに関係法令に規定されている事項を記録し、その記録を3年間保管しなければならない。(運輸規則第24条)
- (×)
- (4) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。(道路運送法第30条)
- (○)
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。(道路運送法95条)
- (×)
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。(施行規則第25条)
- (○)

(7) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第2条)

(○)

(8) 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない(運輸規則第4条)

(○)

(9) 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(運輸規則第21条)

(○)

(10) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。(運輸規則第26条の2)

(○)

(11) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から3年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)

(×)

(12) 事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(運輸規則第38条)

(×)

(13) 事業者が事業計画を変更した場合に遅滞なく届け出なければならない事項には○、そうではない事項には×を記入しなさい。(道路運送法第15条・道路運送法施行規則第15条の2)

①主たる事務所の名称及び位置 (○)

②営業所の名称 (○)

③営業所ごとに配置する事業用自動車の数 (×)

(14) 事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から5年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。(運輸規則第47条の9)

(×)

(15) 事業者の事業用自動車の運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。(運輸規則第50条)

(○)

(16) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。(事故報告規則第4条)

(×)

(17) 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。(道路運送車両法第12条)

(○)

(18) 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(車両法第52条)

(○)

(19) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

(×)

(20) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインI-1-(1))

(○)

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×15=15点

(1). 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は (イ) の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。(道路運送法7条)

ア. 6ヶ月以上 イ. 1年以上 ウ. 2年以上

(2) 一般旅客自動車運送事業者は、(イ) により、旅客の運送をしなければならない。(道路運送法14条)

ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序 ウ. 運賃等を支払った順序

(3) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ウ）までに届け出るものとする。（施行規則66条2項）

ア. 三月三十一日 イ. 五月三十一日 ウ. 七月三十一日

(4) 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ア）保持するとともに、乗務員の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。（運輸規則24条）

ア. 常時有効に イ. 運行管理者が ウ. 乗務員が

(5) 事業者は、事業年度の経過後、（イ）日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。（報告規則2条）

ア. 50 イ. 100 ウ. 150

(6) 自動車の（ウ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。（道路運送車両法47条の2）

ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者

(7) 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の要件は、（イ）以上であり、第二種運転免許を取得し、その効力が停止されていないこと。（運転者の要件に関する政令1）

ア. 18歳 イ. 21歳 ウ. 24歳

(8) ① 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）

(1) 旅客の運送を（シ）すること。

(2) 旅客を（ウ）まで送還すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を（イ）すること。

ア. 目的地	イ. 保護	ウ. 出発地	エ. 安全な場所	オ. 回送
カ. 誘導	キ. 搬送	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 保障
サ. 営業所	シ. 継続	ス. 点検	セ. 運行の安全	ソ. 中止
